

令和7年度区内生産品等販路拡張事業補助金のご案内

補助対象事業

自社の製品や技術等を広く紹介するために、国内又は海外で行われる展示会等の販路拡張事業

補助対象となる事業は、補助金の交付決定日から令和8年3月31日までに実施する事業です。

オンラインの展示会等も補助対象となります。

即売を主な目的とするものは、補助対象外となります。

補助対象者

1 区内に事業所を有する中小企業5社以上で構成される団体又はその支部で、国内で販路拡張事業を行おうとするもの

2 区内に事業所を有する中小企業で、国内又は海外で販路拡張事業を行おうとするもの

対象1の場合、各企業の所在地（墨田区内）が提出書類から確認できる必要があります。

対象2の場合、法人は本店登記（墨田区内）個人は所在地（墨田区内）が提出書類から確認できる必要があります。

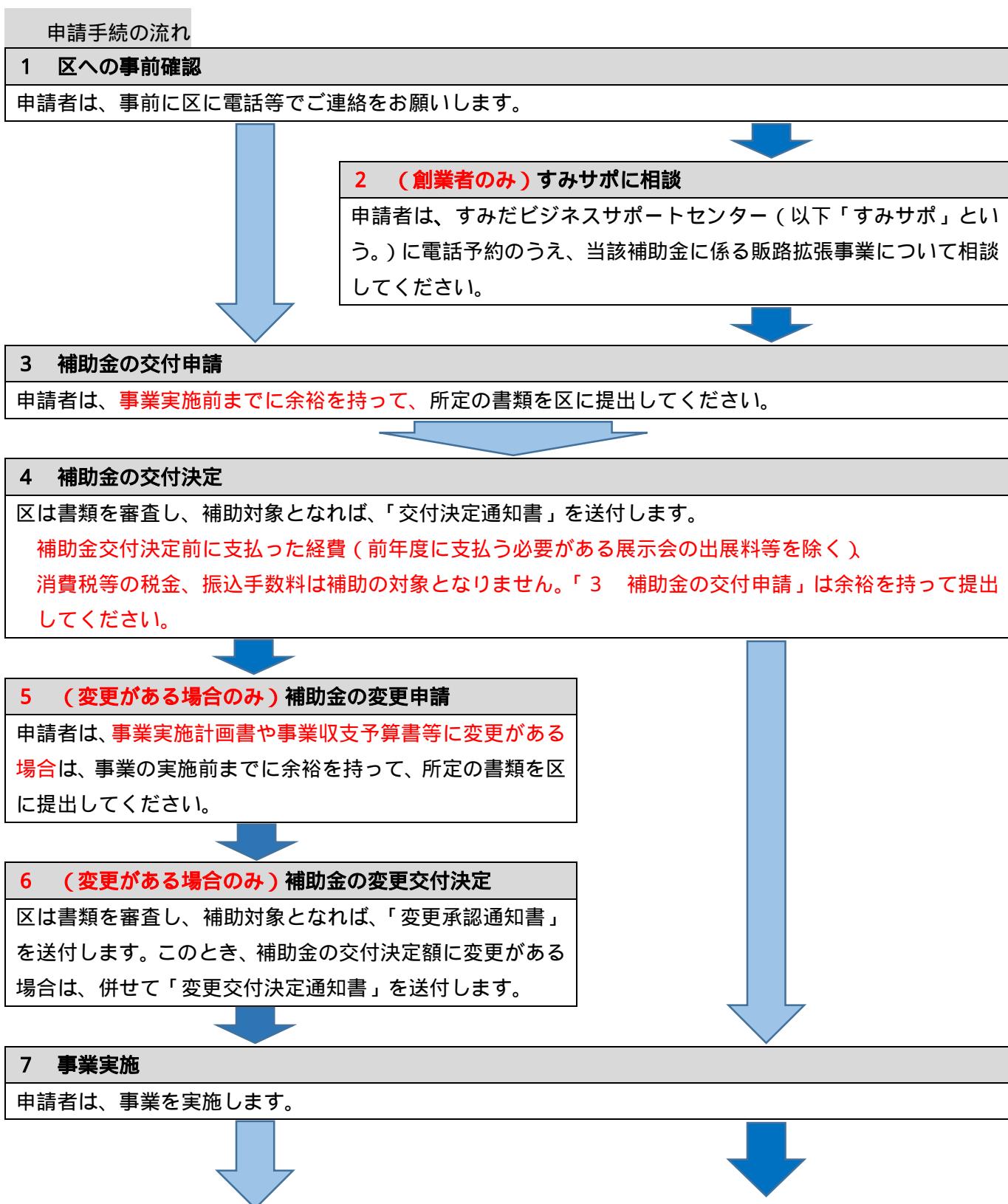
補助対象経費

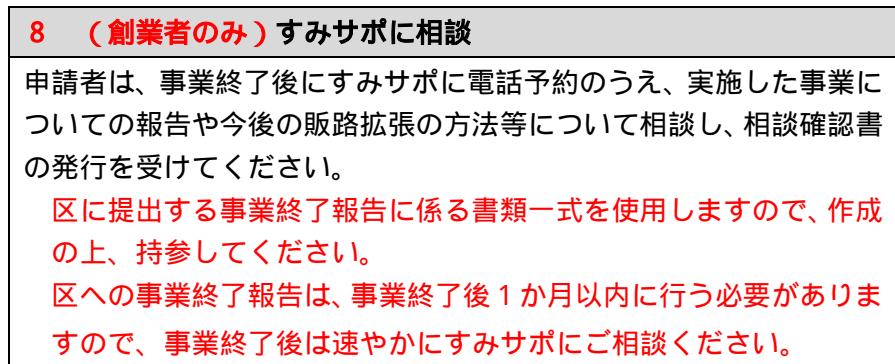
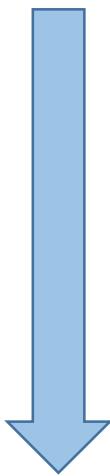
国内販路拡張事業	(1)会場使用料、小間料等の出品料金又はこれに類するもの
	(2)展示装飾に要する経費
	(3)出品物の運搬に係る委託費
	(4)国内販路拡張事業で配布するためのパンフレット等の制作費
	(5)交通費（申請者の所在地から補助対象事業の開催地までの距離が100kmを超える場合に限る。）
	(6)その他区長が補助対象経費として適当と認める経費
	(1)会場使用料、小間料等の出品料金又はこれに類するもの
海外販路拡張事業	(2)展示装飾に要する経費
	(3)出品物の運搬に係る委託費（通関料を含む。）
	(4)海外販路拡張事業で配布するためのパンフレット等の制作費
	(5)会期中及び搬出入時の現地通訳に要する経費
	(6)海外販路拡張事業のため開催地を往復する航空運賃
	(7)その他区長が補助対象経費として適当と認める経費
	(1)出展料金
上記事業のうち、オンラインによる産業展等	(2)出展サイトに掲載する出品物等の紹介動画や画像の作成に要する委託費
	(3)出展料金に含まれない出展サイトにおける付加機能の追加に要する経費
	(4)出展に必要な通訳、翻訳等の外国語対応に要する経費

補助金額

対象者1の団体	補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）上限額100万円 <u>令和7年12月11日から上限額が変更となりました（85万円 100万円）</u>
対象者2の企業	補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）上限額20万円

(国内の場合)	<p>令和7年12月11日から上限額が変更となりました（10万円 20万円）。</p> <p>創業5年未満の事業者（以下「創業者」という。）</p> <p>補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満切捨て） 上限額20万円</p>
対象者2の企業 (海外の場合)	<p>補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て） 上限額40万円</p> <p>令和7年12月11日から上限額が変更となりました（30万円 40万円）。</p> <p>創業者</p> <p>補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満切捨て） 上限額40万円</p>





9 事業終了報告

申請者は、事業終了後1か月以内に、所定の書類を区に提出してください。



10 補助金額確定

区は書類を審査し、「補助金額確定通知書」を送付します。



11 請求書の提出

申請者は、「補助金額確定通知書」に基づき、請求書を提出してください。



12 補助金交付

提出書類

申請団体又は企業は、以下の表に記載された書類を全てご提出ください。

「団体と企業」、「法人と個人」等で提出書類が異なりますので、ご注意ください。

交付申請時	【全対象者】
	<ul style="list-style-type: none">・交付申請書・事業実施計画書・事業収支予算書（見積書等の根拠資料を添付すること）・レート表（見積書等の金額が現地通貨の場合のみ）・実施事業の概要が分かる資料（出展する展示会のパンフレット等及び出品物の概要がわかる資料）・誓約・同意書・その他以下の書類
	【対象者1の団体】
	<ul style="list-style-type: none">・団体会員名簿・事業参加者名簿・団体規約・団体の活動内容が分かる資料
	【対象者2の企業（法人の場合）】
	<ul style="list-style-type: none">・法人住民税納税証明書・法人事業税納税証明書・履歴事項全部証明書

	<p>【対象者 2 の企業（個人の場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税納税証明書 ・個人事業税納税証明書 ・開業届の写し（開業届の写しを提出できない場合、事業開始時期を確認することができる資料） <p>【創業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談確認書（すみサポ発行）
変更交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・変更交付申請書 ・変更内容が確認できる書類（変更後の事業実施計画書、事業収支予算書、見積書等の根拠資料、実施事業の概要がわかる資料など）
終了報告時	<p>【全対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業終了報告書 ・事業収支決算書 ・補助対象経費を支払ったことを証する書類（領収書等） ・レート表（領収書の金額が現地通貨の場合のみ） ・事業実施を確認することができる資料（パンフレット、事業当日の様子の写真等） <p>【創業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談確認書（すみサポ発行）

書類提出方法

- 1 経営支援課（区役所 14 階）の窓口に書類を郵送又は持参
- 2 電子申請フォームから書類のデータを提出

郵送先の住所及び電子申請フォームの URL は、下記の「問合せ先・書類提出先」のとおりです。

申請期間

【申請受付期間】

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで

予算額に達し次第、受付を終了します。

【事業終了報告期間】

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

令和 8 年 3 月に事業を実施する場合は、事業終了報告期間にご注意ください。

注意事項

- ・当該補助金の交付申請日時点で、創業 5 年未満の場合は創業者に該当します。
- ・補助金交付決定前に支払った経費（前年度に支払う必要がある展示会の出展料等を除く）消費税等の税金、振込手数料は補助対象となりません。
- ・国や他の自治体等の補助金等を財源の一部とする経費は、補助対象となりません。
- ・補助金の申請は、同一年度内につき、1 回です。ただし、令和 7 年度に限り、補助上限額の拡充前（令和 7 年 4 月 1 日から同年 12 月 10 日まで）に補助金の交付決定を受けた方は、他の展示会等について 2 回目の申請が可能です。
- ・複数の事業をまとめて申請することはできません。

（例）展示会に 2 回出展する場合、どちらか 1 回の展示会が補助対象となります。

すみサポの問合せ先

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所1階

電話：03-5608-6360（直通）

問合せ先・書類提出先

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所14階

産業観光部 経営支援課

電話：03-5608-6185（直通）

電子申請フォームのURL

交付申請：<https://logoform.jp/f/bkkfe>

変更交付申請：<https://logoform.jp/f/R3HeP>

事業終了報告：<https://logoform.jp/f/v6jty>

補助金交付請求：<https://logoform.jp/f/j8iBs>